

療育

# まなびかた みつけよう



保育所等訪問支援 ※とは…

保護者の依頼により、訪問支援員（障害児施設において障害児に対する指導経験のある児童指導員、保育士、心理士等）が保育所等（学校、幼稚園、子どもルーム等）を訪問し、発達に遅れのある、また専門的な支援を必要とするお子さまが落ち着いて集団生活を送れるように、直接支援（対象のお子さまへの支援）や間接支援（先生や園、学校、子どもルーム等への支援）を行います。

※平成24年4月1日施行の改正児童福祉法により創設



<https://lupe-hp.com/>

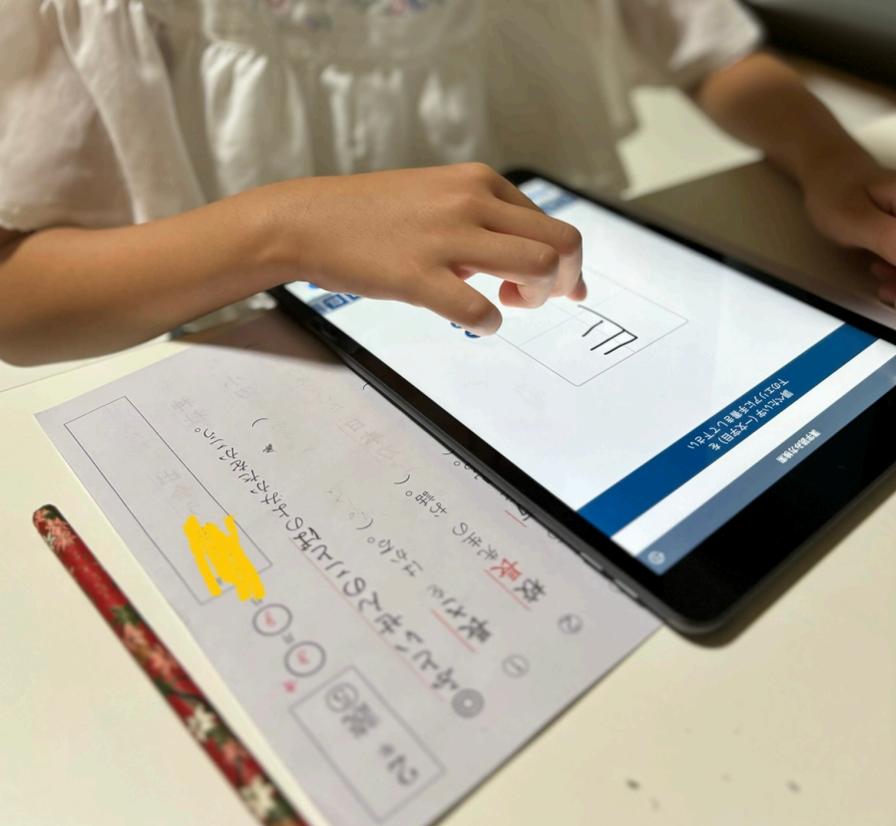
るーぺ訪問支援リーフレット

vol.1 2024年6月1日発行

©株式会社Eduche

おもい

まなぶよろこびやたのしさを  
あきらめてほしくない  
子どものちからを信じ育みます



## 自立に向けたサポート 自分で学べるように

視力が低下したらメガネをかけるように、読み書き障害にはICTで代替を。るーべでは自立に重きを置いた療育を行っています。常に支援を受けなければ何か成すことができないような状況は、自尊心を低下させ意欲を奪ってしまいます。学びの本質は何かを考え、子どもの学びやすさへ焦点を当ててサポート手段を検討実践しています。



子どもの知能検査や読み書き検査の結果もふまえ、支援方針を考えます。読み書き障害の子に、読み書きを反復学習させても決して良くなることはないからです。その反対に、徹底的にルールや約束の言語化・明文化をされ落ち着く子もいます。

## 保護者・訪問先の ニーズに忠実に協働します

- 一. はじめに  
ニーズを聞き取り個別支援計画を作成いたします。支援目標や方法、頻度を記載し、共有します。
- 二. 訪問先での支援  
支援計画に沿って直接支援・間接支援を行います。
- 三. 保護者あるいは訪問先への報告  
訪問先での様子を丁寧に報告し、対応策等連携して考えてまいります。

代表者／常泉沙奈恵  
事業所番号／1250600432  
SNS／@eduche.inc (Instagram)  
訪問支援員／常泉・嶋崎・狩野  
※臨床心理士・特別支援教諭・小学校教諭等、  
専門性を持つスタッフが伺います。

## 訪問 支援



事業所名 るーべ  
事業内容 放課後等デイサービス  
保育所等訪問支援

## オーダーメイドの専門的支援を 「連携」して行います

保育所等訪問支援は、「保育所“等”」となっている通り、お子さまの過ごす集団生活の場である学校や学童、その他児童が集団生活を営む施設として地方自治体が認めたものに訪問するサービスです。

訪問先の状況や児童の様子をふまえ事前に関係者で相談をした上で訪問内容や頻度を決定します。

訪問支援を行うことで、児童に接する支援者たちが児童の課題や支援方針を共有し、連携を取り合うことが可能となります。

お子さまの支援方法や対応、学校等での様子に不安を感じているご家庭は利用の検討をしてみても良いかもしれません。ただ、受け入れる側の学校等が難色を示した際、強引に話を進めようとしたり、不利益を被る形にならないよう、よくよく話し合い、双方で納得する形で進めていくことが非常に重要です。ぜひご留意いただけますと幸いです。

気をつけたいこと